

内閣府本府政策評価有識者懇談会（第30回）議事録

1. 日 時：平成31年3月15日（金）13:56～15:15

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用D会議室

3. 出席者：

（委員）

座長	山谷 清志	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
	田中 弥生	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部特任教授
	南島 和久	新潟大学法学部教授

（内閣府）

	河田 浩樹	内閣府大臣官房政策評価広報課長
	小池 智歌	内閣府大臣官房政策評価広報課課長補佐

4. 議 題

- （1）平成31年度内閣府本府政策評価実施計画について
- （2）「目標達成度合いの測定結果」に関する判定基準の明確化について
- （3）今後の予定

○山谷座長 少し早めですけれども、ただいまから第30回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開会いたします。

本日の懇談会は、これまでの懇談会と同様、公開にて行います。なお、田中委員は所用により、少し遅れての出席となっております。

まず、河田課長から挨拶をお願いいたします。

○河田課長 内閣府大臣官房政策評価広報課長の河田でございます。本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今回の有識者懇談会では、最初の議題といたしまして、平成31年度の内閣府の政策評価に関する実施計画案について御議論いただくことになっております。いくつかの施策におきまして、施策の進捗状況に応じた測定指標の変更、施策の特性に鑑みての評価実施予定時期や評価方式の変更などを行っております。

また、関連しまして、これまでの有識者懇談会で御意見を頂戴しておりました、政策評価とEBPMの連携に関して、内閣府本府に設置された「EBPM推進チーム」においても議論いたしまして、今後、総合評価方式をとる施策については、政策評価広報課が全面的に協力をし、ロジックモデルを作成することを考えております。

次に、「目標達成度合いの測定結果」に関する判定基準についても、これまで頂戴した御意見を踏まえ、明確化を行う案について御説明させていただく予定でございます。

昨年まとめられた参議院改革協議会報告書の中でも、行政監視機能の強化が盛り込まれ、今後政策評価に対する注目はますます高まると考えております。我々としましては、お集まりの先生方のお知恵を拝借いたしまして、内閣府の政策評価の質の向上、ひいては内閣府が実施する施策の改善のため、専心努力してまいりたいと考えておりますので、本日は忌憚なく御議論をお願いできればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山谷座長 よろしくお願ひします。

それでは、本日の議題でございますが、3つございます。

1つ目が「平成31年度内閣府本府政策評価実施計画の策定について」。

2つ目が「『目標達成度合いの測定結果』に関する判定基準の明確化について」。

3つ目が「今後の予定」でございます。

事務局から本日の資料についての説明をお願いいたします。

○小池課長補佐 ありがとうございます。

皆様、こんにちは。政策評価広報課の小池でございます。

まず、お手元の配付資料の確認をお願いいたします。全体の資料の立てつけもあわせて簡単に御説明いたします。

本日の懇談会として、議題が3つございますけれども、議題1「平成31年度内閣府本府政策評価実施計画の策定について」に関連するものとしまして、資料1-1は実施計画(案)のポイントをまとめたものでございます。資料1-2としまして、実施計画(案)の本体。資料2としまして、「政策評価、行政事業レビュー、EBPMの連携について」。

議題2の「『目標達成度合いの測定結果』に関する判定基準の明確化について」に関する資料としまして、資料3、資料4を準備しております。

最後の議題「今後の予定」に関する資料として、資料5の今後の予定（案）をお配りしております。

参考資料は1～4をつけているところでございます。

過不足はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

よろしく申し上げます。

○山谷座長 では、確認が終わりましたので、これから議事に入ります。

まず、最初の議題である「平成31年度内閣府本府政策評価実施計画の策定について」、事務局から説明をお願いいたします。

○小池課長補佐 ありがとうございます。

それでは、最初の議題である「平成31年度内閣府本府政策評価実施計画の策定について」、御説明いたします。

先ほど申しあげましたとおり、資料1－2が本体でございますけれども、非常に大部にわたりますので、資料1－1にポイントとしてまとめてございます。

その前に資料1－2で全体の構成を御説明したいと思います。資料1－2を御覧いただければと思います。3ページ目に別紙1として毎年付けてございますけれども、政策評価体系というものを付けてございます。別紙2として、4～59ページが各施策に係る事前分析表となっております。別紙3が60ページでございますけれども、政策評価書のひな形を付けておまして、別紙4としまして、総合評価方式により実施しております施策の一覧を付けてございます。別紙3、別紙4につきましては、次の議題2にも関連するものでございますので、議題2の中で触れたいと思います。

資料1－1に基づいて、今から御説明したいと思います。

昨年までは、口頭で事前分析表の変更箇所を説明しておりましたけれども、今回はこのように紙に落とし込んでおりますので、これに沿って御覧いただければと思います。

まず、「1. 概要」でございますけれども、今御覧いただきました別紙1の政策評価体系につきまして、以下のとおり変更することを考えております。2つございまして、1つ目が「生産性向上の推進」という施策がありました。これは平成29年度、平成30年度の2箇年度限りのものでございましたので、来年度の体系からは削除することを予定しております。また、②でございますけれども、新規施策の追加としまして、行政文書の適正な管理の確保を担当する組織としまして、昨年9月に公文書監察室というものが内閣府に発足いたしました。それに伴いまして、「公文書管理の適正確保のための監察等の実施」という施策を追記してございます。この2点が体系に関する変更です。

(2)ですけれども、事前分析表は目標を設定するものでございますが、それにつきまして、施策の性質や事業の新規追加に応じまして、昨年度から以下のとおり見直しております。カテゴリーとしては3つございまして、まず一番上の「政策評価実施予定時期の重

点化」は主に単年度評価になっているものを複数年度評価にするというものでございますが、右にありますとおり、PFIですとかSDGs等々の7施策が見直しとなっております。

次のカテゴリーが「測定指標の追加」でございますが、世論調査、市民活動の促進等々の4施策を予定しております。

「測定指標の変更」は5施策ございます。こちらもPFI、SDGs等々でございますが、2ページ以降で詳細の例を用いながら御説明したいと思います。

(3)のところですが、総合評価方式による事後評価を行う施策について、以下のとおり変更を行うことを考えております。「①施策に係る基本方針決定に伴う評価の観点等の設定」でございますが、こちらは休眠預金の話でございますが、昨年度まではまだ何も固まっていない状況でしたので、「今後策定される基本方針に基づき評価時期を設定する」としていただいておりますが、昨年3月30日に「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」が決定されていますので、その方針内の書きぶりと同じ評価予定時期と変更しております。

「②政策評価対象期間及び政策評価実施予定時期の変更」とありまして、地方分権改革に関するものですが、前回の有識者懇談会におきまして、実績評価方式から総合評価方式に方式を変更することについて御了解をいただいたと思っておりますけれども、その際に御説明では3年を政策評価対象期間としていたところなのですが、昨年の有識者懇談会から少し動きがありまして、政策評価対象期間については、5年に1回を目途としたいということを経済事務方から申し出がありました。提案募集方式の導入が平成26年からありまして、それから5年が経過した平成30年度に見直しを行ったものですから、今後5年に1回の動きがあり得るのではないかということで、3年ではなく、5年に変更したいといった申し出があったものでございます。

2ページを御覧いただければと思います。先ほどはカテゴリー別にお話ししましたが、幾つか事例を用いて御説明したいと思います。

「(1)測定指標の追加」でございますが、まず「世論の調査」でございます。こちらの測定指標としまして、これまでは、「各府省の審議会・白書などでの世論調査結果引用回数対調査件数比」というものを挙げていましたけれども、行政事業レビュー等々におきまして御指摘があったと承知しておりまして、調査結果の利活用の状況というものに広く着目したいという事務方の考えがありまして、これまでの測定指標に追加しまして、「世論調査ホームページレビュー数」の追加を予定してございます。

2つ目の●ですけれども、「地方版総合戦略に基づく取組の推進」という施策がございました。これまで、地方創生推進交付金対象事業というものだけだったのですが、このたび、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律の制定というものがありまして、新しく「地方大学・地域産業創生交付金」なるものが創設されました。それを踏まえまして、測定指標にもこちらの交付金に関する指標を追加したというものでございます。

もう少し詳しく説明しますと、この施策といいますのは、地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じまして、地域の生産性の向上を目指すことが重要とされているものでございまして、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」というものを施策としておりまして、東京一極集中の是正を目指すという内容のものでございます。

交付金の申請の前段階として、地方公共団体は、「地域における大学の振興・若者雇用創出事業」に関する計画を策定しまして、内閣総理大臣の認定を申請することになっておりますが、それらの計画の中で、産業振興、専門人材育成、若者雇用創出、大学組織改革に係るKPIについては、定めなくてはならない必須の事項となっております、それらの計画上必須のKPIとリンクした形で今回の事前分析表の測定指標を設定しているものでございます。なお、こちらの法律の施行日が平成30年10月1日であることを踏まえまして、平成30年度の前分析表からこちらの測定指標を追加することを予定しているものでございます。

資料1-1の3ページの「(2) 測定指標の変更」につきまして、幾つか事例を申し上げたいと思います。今から説明します2つは、両方とも施策のフェーズが1段階進んだことによる変更として考えていただければと思います。

●の1つ目のPFIの話ですけれども、施策のフェーズが変わったことによる変更ですが、これまで測定指標の中で「3 地域プラットフォームの形成数」というものを掲げておりましたけれども、こちらはもう平成29年度末で達成しましたと。今後は4ページ目の3とありますけれども、今後はこの地域プラットフォームを活用して、もう少し進んでPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数に測定指標を変更するというものでございます。

次の●は「環境未来都市」の話でございますけれども、こちらもちょうど施策の変更に関するものでございますが、「『環境未来都市』構想・自治体SDGsの推進」に関しまして、これまでの測定指標2ですけれども、「『環境未来都市』構想推進協議会への参加団体数」というものを掲げておりました。これも昨今のSDGsの話を踏まえまして、今までの推進協議会を発展的に改組しまして、平成30年8月に「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」なるものが発足しましたと。それに伴いまして、下の赤字のところですが、これまでの測定指標を「『地方創生SDGs官民連携プラットフォーム』の会員数」に変えたいといった変更の内容でございます。

ここまでが平成31年度内閣府本府政策評価実施計画に関する説明でございます。

続けて、議題1の中で、宿題となっております「政策評価、行政事業レビュー、EBPMの連携について」、御説明を申し上げたいと思います。資料としましては、資料2と参考資料2、机上配付しております「ロジックモデル例」となっております横紙のものがあるかと思っております。参考資料4少し参照することになるかと思っております。

基本的には、資料2に基づいて御説明したいと思っておりますけれども、これは前回の有識者

懇談会を含めまして、行政事業レビューと政策評価とEBPMの連携といったものを御指摘として頂戴したかと認識しております。課題も含めまして復習いたしますと、資料2の「1. 内閣府政策評価基本計画における記載」としまして、昨年今の時期の有識者懇談会におきまして、先生方にも御議論いただきまして盛り込まれた箇所でございますが、もう一回読み上げますと「4 政策効果の把握に関する事項」としまして、「統計等を積極的に利用して証拠に基づく政策立案(EBPM)を推進する観点から、定量的な評価手法の開発を進め、できる限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める」といった記載をしていたところでございます。政策評価書におきましても、「根拠とした統計・データ等」欄というものを設けていたのですが、なかなかそういったところには部局としても記載がなされなかった。あまりEBPMというものは進んでいないのかなといった現状でございました。

それに伴いまして2にございますけれども、こちらの有識者懇談会等におきましても、いろいろな指摘、問題意識を頂戴したところでございます。「政策評価とEBPMの連携、政策評価と行政事業レビューの連携を進めるべき」、「特に総合評価方式を採用している施策について、事業と施策の関係や最終的な目標などの全体像がわからなくなっているのではないか」、「ロジックモデルを作成することで、評価の過程で、施策がうまくいかなかったときなど、どこに問題があったのかという原因分析ができるようになるのではないか」ということ。「今は漠然と測定指標が考えられたりしていると思うが、昨今のEBPMの流れを踏まえ、ロジックモデルを作成することで、どの数値を把握できるか、できないのかといった全体像を把握するべき」ではないかといった御指摘があったかと思っております。総合評価方式について御指摘をいただいたわけですが、いわば「ブラックボックス化」されていたのかなと感じるところはありました。今回付けています参考資料4は、総合評価方式をとる施策においては、こういった実施施策の概要なるものを毎年部局に書いていただいているのですが、政策体系上の位置付けですとか、評価項目、評価指標といったものを書いていただいて、実際にその時期が到来したときに、政策評価書を作成いただいて終わりという機械的な流れになっていたのかなという点はございまして、その政策評価書を作成しましても、その根拠となっている何々計画の振り返りのような内容になってしまっていて、結局何が課題なのか、何が事業としてぶら下がっているかですとか、一連の流れが見えにくかったのかな、そういった問題意識を我々としては持っているところでございます。

それを踏まえまして、今後の方針(案)でございまして、資料2の3にございますが、総合評価方式をとる施策のうち、翌年度に事後評価実施時期を迎える施策について、各部局は、政策評価広報課、我々の課の協力を得てロジックモデルを作成し、施策の総括評価や次期計画等に向けた政策の流れの整理として活用することを考えております。

作成されたロジックモデルというものは、こちらの有識者懇談会において配付いたしまして、いろいろなアドバイス等を頂戴できればと思っております。

スケジュールとしましては、来年1月頃の実施計画作成に関する作業とあわせまして、部局に依頼することを考えております。繰り返しになりますが、従来ブラックボックス化されていた総合評価方式に着目しまして、ロジックモデルを作成することでその中を明らかにしたいと思いますということでございます。各部局もまだまだ浸透度がありませんものから、当課、政策評価広報課の協力を得てとしているものです。

資料2の2ページ目に付けていますが、参考1に総合評価方式の定義は入れておりまして、「様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式」となっておりまして、参考2に内閣府として総合評価方式により実施している施策の一覧表を付けております。この表を御覧いただきますと、来年度、政策評価書を作成いただくのは、平成32年度が評価実施予定時期になっております。「子ども・若者育成支援施策の総合的推進」、下の方にありますが、「宇宙開発利用に関する施策の推進」、「子ども・子育て支援の推進」の3施策の予定でございます。

このような方針を考えておりますが、これに関連して、あわせて参考資料2について御覧いただければと思います。手続上前後してしまう部分があるのですけれども、政府全般のEBPM推進の流れを受けまして、内閣府内におきまして、総括審議官をチーム長とします「EBPM推進チーム」というものが設置されておりまして、メンバーとしては、大臣官房の会計課ですとか人事課、当課の政策評価広報課、企画調整課、あと、経済社会総合研究所をチームとしております。参考資料2は、その推進チームで決定しました、今後どのように内閣府としてEBPMの取組を進めていくかといった方針紙でございまして、今し方説明しましたEBPMと政策評価の連携の話というのは、2に盛り込んでいるところでございます。順番上前後してしまったものなのですけれども、推進チームでも進めていこうという決意をしたところでございまして、是非この有識者懇談会におきまして御理解を賜ればと思っております。

参考資料2として、後ろにロジックモデルのひな形を付けております。今後はロジックモデルのひな形を使用していく予定でございますけれども、恐らくロジックモデルをどういうふうにしたらいののだろうということ自体を議論し始めると、いろいろな議論に及ぶことになるかと思いますが、まずはこの別紙の形で進めていこうと思っております。

大枠を説明いたしますと、まず施策を行うには、どのような課題かという課題設定が大事だと思いますので、上に「解決すべき問題・課題」欄を設け、そこから矢印が出まして「上記問題・課題と事業との関係」。下の流れのところですがインプットから始まりまして「インプット（予算）」、「アクティビティ（事業概要）」。横に行きまして「アウトプット（活動実績）」、「アウトカム」で、「初期アウトカム」と「中長期アウトカム」を時間軸として設定しております。そして、最後には「インパクト（社会的な影響）」としております。

少し付言する点といたしまして、「アウトプット」と「アウトカム」のところに点線の四角があるかと思いますが、そこは何をもって成果を測るかといった測定指標を書いてい

今、御覧いただきました高齢社会対策のロジックモデルの紙を作成するに際しまして、ゼロから作成したわけではなくて、まさに関連する行政事業レビューシートを参考にしまして作成したものです。今までですと、何が課題かに始まり、施策に何の事業がぶら下がっているかというのは、あまり具体的には分からなかったわけですが、今回こういったものを作ることによりまして、何の事業がぶら下がっているかですとか、何が目標だったのか、どういう流れになっているのか、そういったものが目に見えるような形になるのかなと思っております。時期としては、総合評価を実施する前に振り返りという意味も込めて作成して、これを作成することによって次の計画に反映させていくといった振り返りの場、次につなげるためのロジックモデルと考えております。

想定され得る論点としてございますのが、総合評価方式に着目して、総合評価方式の施策を単位に全体像の把握と思っておりますけれども、いかにせん内閣府の場合は、総合的な推進となっているものが多く、結構抽象的な部分がございますので、少し書きづらい面もあろうかと思っております。他方で事業単位の方が書きやすいのではないかといった指摘もあろうかと思っておりますし、そこは部局とも相談かと思っておりますし、ここは何かアドバイス等があれば頂戴できればと思っておりますのでございます。

EBPM、ロジックモデルを含めまして、我々も総務省の研修等に参加して、いろいろ勉強しているところですが、なかなか理解しづらいといえますか、そういった面があり、先生方は御専門かと思っておりますので、引き続きアドバイスをいただければと思っておりますし、今回も小さく生んで、大きく育てようではないですが、まずは着手してみようということを考えております。幅広く御意見をいただければと思っております。

座長、よろしくお願ひいたします。

○山谷座長 ありがとうございます。

細かな御説明がいろいろありましたので、少し難しいですが、いろいろ御意見、コメントがあると思っておりますので、どなたからでも御自由にお願ひします。

○南島委員 御説明ありがとうございます。

EBPMについてお伺いしたいと思うのですが、先ほど、政策評価広報課は総合評価方式のロジックモデルを作る場合には協力をすると。それ以外の行政事業レビュー等については、合理的根拠政策立案推進室というものができていて、こちらの方が協力をするという仕切りになっている。これらの役割は明確に分かれているということだと思っておりますけれども、間に内閣府本府EBPM推進チームも入っていて、ここは多分政策評価広報課も入っているのだという仕切りになっているのかな、政策評価広報課と合理的根拠政策立案推進室です。基本的なところで申し訳ないのですが、新しくできた部局ですので役割分担を教えてください。

○小池課長補佐 分かりました。推進チームというのは、会議のようなものでございまして、何か新しく部局ができたわけではありませんが、我々政策評価広報課と会計課、人事課、企画調整課、経済社会総合研究所が一堂に会する場といえますか、会議のようなイメ

ージとして考えていただければと思います。

参考資料2を見ていただくと、一番分かりやすいのかもしれませんが、EBPM推進室、合理的根拠政策立案推進室というものは確かにできていまして、それは企画調整課にぶら下がっているものがございます。彼らが推進チームの事務局を務めているといたしますか、全てのEBPMの取りまとめをしているのがEBPM推進室と呼んでいるものですが、企画調整課の中に設置しているものがございます。

「1 新規に予算要求する事業」につきましては、EBPM推進室が全面的に協力をして、ロジックモデルを各部局が作成することになっているところでございます。

今のが予算要求の話でして、2の方がまさに今御説明申し上げました、政策評価広報課が全面的に協力する話でして、政策評価におけるEBPMの推進の話でございます。

3は会計課の話ですけれども、こちらは行政事業レビューの公開プロセス対象事業について、会計課が外部有識者のコメントを推進チームに報告するというものがございます。

4が租税特別措置の話ですが、これは企画調整課が税制を担当している課でございます。彼らも検証に関しましてEBPMの取組を進める。少し複雑なのですけれども、いろいろな部署が連携をしてEBPMを推進していこう、その統合の場というのが推進チームとなっているものがございます。

○南島委員 ありがとうございます。

お伺いしたのは、アウトカムは何かとか、インパクトは何かという説明を求められたりすると思うのです。その説明の所管部局はどちらになるのでしょうか。会計課と合理的根拠政策立案推進室、政策評価広報課がいて、企画調整課も税制要望に対しては表に出てくるということで、企画調整課の中にあるのでEBPM推進室でいいと思うのですが、特に一番問題になるのは、EBPM推進室と政策評価広報課の間でロジックモデルの内容に関して、安定的な定義を与えるのはどちらの役割なのかという点です。政府全体では、曖昧にEBPMやロジックモデルについて言われているので、内閣府の中で少し交通整理をしていかないといけないということになるかと思うのですけれども、それはどちらの役割という整理をされているのでしょうか。

○小池課長補佐 基本的に我々は協力してという立場なので、このロジックモデルの説明責任というのは各部局にあるものがございますが、政府全体のEBPMの話を受けまして、受け皿になっているものがEBPM推進室でございますので、おそらくEBPM推進室がEBPMの定義等については御説明することになると思いますけれども、政策評価広報課と推進室はよく連携をしておりますので、そこは協力しながらということかと思っております。

○南島委員 この紙の枠組みは政策評価広報課で出されたものでしょうか。先ほどの御説明で中身については政策評価広報課と担当部局で相談しながらつくられたということがわかったのですけれども。

○小池課長補佐 フレームワーク自体は、そこの取組案の別紙という意味ですので、EBPM推進室が一案をつくりまして、我々とも協議をしながら作成したものでございます。○南

島委員 そうすると、枠組みはEBPM推進室で、中身を埋めていく作業について協力するのが政策評価広報課という仕分けですね。

○小池課長補佐 そうです。

○南島委員 分かりました。ありがとうございます。

○山谷座長 なかなか複雑になって、分かりにくいですね。

コメントあるいは御質問はいかがですか。

○田辺委員 いろいろあるのですが、EBPMのロジックモデルでもいいのですけれども、因果関係がこうなるはずであるという頭の中の整理になっているのですよね。それはそれで悪いことではないし、我々もそういう形でいろいろなものを分析する際には整理をしますが、これはエビデンスではないわけですよ。こういう因果関係とか仮説というのが検証されましたよというのが、恐らく一番エビデンスのところでは重要になってくるのは、アウトプットとアウトカムの関係のところではエビデンスがあるかないかということなのだろうと思うのです。

例えば、この例だと大体つながっている気はするのですけれども、「高齢社会フォーラム」を実施したところで担い手の活動環境の整備にはならないとか、NPOや市民というのがこういうフォーラムを敵視しているというときは聞きそうもないのだと思うのですが、要するに、広報活動がどういう条件のときに有効性があるのかということなのです。

これは、ありていに申し上げまして、一つは実際に実施した後にならったかという政府の中の把握という部分もあるのですけれども、逆にここの部分というのは、ほとんどが研究者の研究が多いわけでありまして、こんな論文があって、こういうことを実施したらこうなりましたと言われていてというようなサポートがあって作っていく。他方、その種の論文が何もないときというのは、実施してみないと分からない。海千山千の当たるも当たらないもみたいところで、こちらは明らかにエビデンスのレベルが低いわけです。その仕分けというか、その場合のエビデンスレベルの部分というものを、どうつけていくのかなというところは少しお考えいただいたほうがいいかもしれません。

行政官の仕事が研究者の研究レビューみたいなことばかり行っているのが変という感じが私はあるのですけれども、やはりエビデンスは中で生むものではなくて、外にあるものだと思った方が、適切な社会の主体と政府の組織の間の役割分担ではないかなと思っていますので、そこをどういうふうに入れ込むのかなと。あまり露骨にやると仕事が増えるだけなので、毎日論文を読んでいる行政官というのは変なのですけれども、根拠というのは内側で作るものではなくて、外側で根拠があるというものをとってあげればいいわけですから、もっとそこをどういうふうフィードバックしていくのかなということが必要になってくるのではないのでしょうかというのが、ロジックモデル等々のところで気になっている部分であります。

元のところに戻りまして、資料1-1のところでは評価実施予定時期の重点化というところはそのとおりだと思いますし、評価の観点の設定、地方分権の3年を5年というのは理

解するところでもあります。指標設定のところはどうかなと思わないではない、仕方がないなど思うところがあるのですけれども、例えば「地方版総合戦略に基づく取組の推進」というところで、新しく「定量的指標」で追加したものは認定計画があって、その計画の中で、産業の生産額等が増大した割合というものになっているのです。いくつか言いたいことがあるのですが、一つは4のところ、雇用者数が増加したというのは全体が減っているわけですから、ここの雇用者数が増えるということは、どこかから引っ張ってきているわけなので、これは本当に大丈夫かなというところはあるというのが一つです。

もう一つは、地方大学と地域産業創生の交付金の対象となる認定計画で事業を実施するのだと思うのですけれども、この事業に効果があるといったときに、何をもって言うのかということなのです。簡単に言えば、交付金のないところよりも頑張ったということが明らかになれば、効果があったということなのです。その比較対象がない指標の設定をしているのでどうかな。要するに、エフェクティブであるということは、交付金をもらわなかったときよりもやって、広がっていくということなので、それに関する部分を、何らかの形で、厳しいところはありますけれども考えていかないと、これは努力目標ではあると思うのですけれども、エビデンスになるかということとどうかという感じがするような指標選択になっているので、指標の設定自体は、割合を付けないよりは付けた方が全然いいとは思いますが、もう一段階、こういう交付金のようなものでほとんど効いていない交付金や、ほとんど効いていないところというのは多いですから、効いていないものを将来的に切るためのエビデンスの形成というのは、割とお考えいただいた方がいいような感じはします。

地方創生というのは本当にうまくいっていない部分がありますので、だが、やらなければという掛け声だけが多いところがあるのではというところは、私の感じたところがございます。ただ、全体の実施計画の修正のところはそのとおりだなという感じがしたということです。

○山谷座長 今の田辺先生のお話で、ふと思いついたのですけれども、指標をこのように設定するのは内閣府ですよ。

○小池課長補佐 そのKPIというのは、まず地方公共団体で評価をされる。それが国に出されて、国でも評価委員会というものはありまして、そこで妥当性のようなものは毎年度検証することになっているので、そこについて全くブラックボックスというよりは、きちんと評価しておりますので、内閣府地方創生事務局が設定しているわけではありません。

○山谷座長 ただ、例えばここにこうやって雇用者数の増加や大学組織改革など、既に指定してあると、これで設定してこないで交付金とかがつかないということになりますね。

○小池課長補佐 一個の目安にはなってしまうかもしれません。

○山谷座長 そうすると、責任はどちらにあるかという話になるのですよね。要するに、駄目だったときに地方自治体に責任があるのか、それとも、そもそも地方大学・地域産業創生交付金という制度を創設した政府にあるのかという話で、そここのところアカウンタ

ビリティーといった場合に辛いかなというところがありまして、分かりづらいのではないかと。地方自治体であったり、あるいは地方の大学という形での指標をつけて、後からチェックされますよと言ったときに、うちはちょっとそれを達成できっこないよねということになると、そもそも交付金の制度に手を挙げないですよ。田辺先生の話聞いていて、そこをふと思ったのです。

○小池課長補佐 制度上の話ですね。今、ここにその資料がありますけれども、KPIについては国でも検証して、達成されないと見込まれる場合であっても、直ちに次年度における交付金の申請を行えないということまではするのではないというような話は書かれています。多分そこは難しい話といたしますか、そうなのかもしれません。

○南島委員 今のお話に被せて申し上げますけれども、2点あります。1つは地方版総合戦略に基づく検証は、行政事業レビューの方でプログラム評価を行うということになっておりました。予算をとって、本格的な評価を行うと記憶しておりますけれども。これを見ますと、総合評価方式で行うというふうにもなっておらず、従前の事前分析表、業績測定、実績評価方式で行うということになっています。それとは全く別の動きでプログラム評価みたいなものを動かすのでしょうか。そうすると、それをこちらでは捕捉できないということになるのかなと疑問に思いました。こちらにもフィードバックしてもらった方がいいような話かなと思っているというのが1点のコメントです。

もう一つは、内閣府でよくあるパターンですけれども、交付金を出して、自治体が手を挙げていろいろな取組を推進されるというものと、国側でKPIを管理していくというフェーズがどうも違うのではないかと考えております。どういうことかと言いますと、地方創生などもそうですけれども、交付金だと自治体側が自らKPIを設定するように求めます。そうすると、いろいろな取組が出てくるわけです。一通り取組が出尽くした段階で、どれに重点的に意味があったのかということ进行分析、精査するフェーズというものが本来は来るべきであるわけです。そうすると、国側で有効な取組については横展開ということをされる。それで全国に広げていくことによって、有効な施策を組み立てていくということになる。その際には、国側で国のKPIを設定し、それに基づく管理ということが始まっていくのかなと思うのです。

そういう政策は結構たくさんお持ちだと思いますけれども、その整理ができていないのかなと。地方のPDCAを回している部分と、国側が積極的に前へ出てきて、通常予算などにも乗せて、KPIをコントロールしていくものというのはフェーズが異なる。それが事前分析表や指標の設定のところでは立体的に見えなくて、平面的に見えてしまうので今のような議論を繰り返してしまうのではないかなとっております。感想、コメントの類いです。

○小池課長補佐 分かりました。ありがとうございます。

確かに担当者と話したときも、どう評価するかとかが悩ましいというようなことは彼らも感じていたところなので、本日の有識者懇談会のコメントは伝えたいと思いましたがけれども、なかなか悩ましいという話がありました。

○山谷座長 あと、地方といっても、政令指定都市みたいなところもあるし、人口が2～3万人ほどしかないところもあったりして、そういうところにある大学とやはり違うのだらうと思うのです。そこの「地方」は何なのかというところを、少しイメージとして持ってほしいなど。それはこの場で言う話ではないのかもしれませんが、一括りにしてほしくないなどというところがあります。コメントです。

○田中委員 遅れて来まして、すみません。

すごく苦勞されているのが分かりました。冒頭のコメントから、EBPMと政策評価、行政事業レビューを連携しろと言われても、後から全然違う目的でできたものをどういうふうにつなげていくのかというのは相当苦勞されていたと思うのですけれども、その中で資料2のところの御説明で、このロジックモデルをつくる際にレビューシートを使ってみたら意外と組み立てができた。それを構成する事業単位から見えていったときに、政策とのつながりが見えてきたということを見ていて、それを私はとてもよかったことではないかなと思うのです。本来それはつながっているものですから、そこがちゃんと見えてきたということは、これだけ大変な中ではよかったことではないかと私は思います。

もう一つは、田辺先生のコメントに絡むと思うのですが、例えばアメリカで勉強すると、必ずロジックモデルはアサンプションでしかない。仮説でしかないの、そのとおりにいかなかったら書き直しもオーケーみたいなところもありますし、EBPMイコールロジックモデルという風潮が霞ヶ関界限は結構あるのですけれども、そういうふうで考えると、今度はロジックモデルに苦しめられることになると思うのです。もう少し気軽に、これはアサンプションなのだと思っていただいた方が私はいいいのではないかなと思います。

○小池課長補佐 ありがとうございます。

○山谷座長 これは作成する時期もありますよね。事前に、これからつくるものについてロジックモデルを作成するのと、もう走ってしまっていて、あるいは来年度で終わるといものについてロジックモデルを作成するのでは、全く異質の使い方になると思うのです。そのところも少し整理していただければ。

○田中委員 JICAで評価をするとき、あるいは外務省もそうなのですが、最初にロジックモデル的なもの、PDMというものを作るのですが、先生も御存知のとおり、5年経って事後評価するとき、実はもう一回コンサルがヒアリングしながらロジックモデルを組み立てて、当初の人たちが何を考えていて、今の担当者が何を考えているのかというのをロジックモデルで示して、こういうことでよかったのですよねと確認する手段に使っていましたよね。

○小池課長補佐 今ですと、評価の時期を迎える施策について、評価の実施前に作ってもらう。だから、次の計画が始まる前の復習という感じで作ってもらうことをイメージしているのです。

○田中委員 でも、環境の変化とともに少し変わってきたり、担当者が変わると理解が違

ってくるということはよくあることなので、やはり事前と事後の評価の直前に念のために作って確認をしたり、あるいは場合によっては後者の方、つまり、事後評価の方のロジックモデルを採用してしまっ、それに基づいてエビデンスをとっていくということをしませよね。

○山谷座長 それをアカウントビリティーと言うときがあつて。

○田中委員 そうです。後出しじゃんけんにはなるのですけれども、その方が政策としては、多分今に合っているのだらうとは思ふのです。

○山谷座長 いずれにしても、こういう努力をされていて、なかったときと比べると非常に進歩、前進はしていると思うのですよ。格段にレベルが上がっているの、そこはもう少し御苦労していただいて、この方法で政策を実施してみて、課題がどうだったのかということ、きっちり政策評価広報課がインスティテューショナル・メモリーとして残していくことが、人が変わるという前提ですから大事なことはないかと思ひます。

○南島委員 今のお話に関連して、ロジックモデルは作られると公表されますよ。この改定手続で、担当部局が責任を有するということでしたけれども、課長決裁で変えていくことを可能にするのでしょうか。あるいは変えたときに、政策評価広報課やEBPM推進室のほうに共有を必ずしないといけないという仕掛けをつくられるのでしょうか。仮説だというお話が田中委員からございましたけれども、そうだとすると、その改定の手続のようなものをちゃんと担保しておかないといけないのではないのでしょうか。

○田中委員 確かに共有はした方がいいですよ。

○南島委員 実は、前もロジックモデルを全部局で作っていただいたということがありましたが、うまくいっていませんでした。その仕掛けの方を制度的にきちんと作る。こちらは多分お得意だと思います。手続を整備しておく、例えば申合せのようなものを先ほどのEBPMの推進チームの方で作っておくということは、大事な事かなと思ひます。

○小池課長補佐 分かりました。

○田辺委員 言いたかったことは今の部分もありますけれども、2つでありまして、1つは、評価は壁づくりではなくて、評価に伴うコミュニケーションの拡大というところは非常に大切なので、かなり意図してやっていただいていると思ひますが、そこは今後さらに進めていただきたいというのが1点。

2点目は、ロジックモデルの事後の使い方、このとおりにうまくいきましたというのは一番つまらないのですよ。仮説というのは、基本は否定するためにあると思ひた方がいいので、大体エビデンスがないですから、実施してみるとそのとおりにいっていかないわけでありまして、そのときにどうするか、どこが悪かった、ここはうまくいったというのが全くないのも恥ずかしいので、そこをどう炙り出して、どう次の修正につなげていくチャンネルをつくるのかというところが肝なのではないのでしょうか。

それは原課だけで行ふのではなく、それをどういうふうに出して、修正をかけるかの経路というか、手順のようなものは意図して作らないと、内側だけで何となくうまくい

ったという形だけで動かすと意味がないので、そこは気をつけていただければという感じがしたということです。

○小池課長補佐 分かりました。

○山谷座長 法律で、10億円以上とかで義務付けられている事前評価がありますよね。

○小池課長補佐 あります。

○山谷座長 ああいうのも事前評価を行ってゴーサインが出て、そのままというのが案外多いのです。しばらくしてあれはどうなったのかという仕掛けも、田辺委員が仰ったように作っておいた方が、やりっぱなしで終わりというのが一番困ることですよね。

○小池課長補佐 規制については、事前評価に加えて、この前、事後評価も対象になったりはしました。

○山谷座長 だから、チャンネルをうまく回していただく。

○田辺委員 あまり負担がかからない程度にというのは留意が必要です。

○小池課長補佐 分かりました。

○南島委員 もう一点だけ、簡単なお話ですけれども、資料2の2ページ目の「(参考2)総合評価方式により政策評価を実施する実施施策」です。科学技術イノベーションと宇宙開発利用が入っています。研究開発に関しては大綱的指針が別途あって、そのなかで「道筋」と呼ばれる「ロジックモデル」を作ることになっています。そのあたりの交通整理も、ひょっとしたらロジックモデルを作成するときには必要かもしれない。宇宙開発がもうすぐ評価を行われるということですので、よく御相談いただければと思います。その場合には、科学技術イノベーションの方とも相談していただいた方がいいかもしれないとも思います。イノベーションが来ますけれども、後で平成35年の評価となったときにそうではなくてと言われると困ってしまうので、研究開発は要注意かなと思います。

○小池課長補佐 分かりました。

○田辺委員 ちなみに、この宇宙開発利用というのは宇宙基本計画の全体か、それとも民間絡みのところだけですか。

○小池課長補佐 宇宙開発戦略本部を内閣府は持っていますので、全体という形になるかとは思いますが。ただ、内閣府として実施していることとしては、調査ですとか準天頂衛星システムの話なので、JAXAさんがいらっしゃいますので、そんなに全体を網羅しているという…

○田辺委員 JAXAの評価が出てきますよね。

○小池課長補佐 そこを除いたといいますか。

○田辺委員 逆に言うと、それ以外の部分というのは何かあるのですか。

○小池課長補佐 あるのかなと。内閣府で実施していることというのは、調査ものがメインで、準天頂衛星システムの開発、運用なども一応内閣府が予算を持っているのですけれども、その大部分はJAXAが行っているところではあると思います。

○田辺委員 JAXAは独法評価で出てくるので、見た瞬間に二度手間かなと思ったところが

ありまして、JAXAが評価書をそのまま上に上げればいいではないかと。それ以外に内閣府が少なくともアウトカムレベルで何かというところはあるのですか。

○小池課長補佐 少なくとも、そうです。

○田辺委員 恐らくJAXAのものを受けて、その後、戦略大綱の工程表が10年ぐらいできていますので、そのローリング評価を行うというのはそのとおりだと思うのです。あまりここをぐいぐい押していくと二度手間だなと思ったというだけです。

○小池課長補佐 独法の評価はどうなっているかと、御指摘が南島先生からもあったように、そのあたりを整理してから。

○南島委員 ひょっとしたら、別ルールにしてしまった方がいいかもしれません。

○小池課長補佐 分かりました。ありがとうございます。

○山谷座長 では、そろそろ時間が来ましたので、よろしければこのあたりで議題1については終了いたします。

次に、議題2の「『目標達成度合いの測定結果』に関する判定基準の明確化について」、事務局から御説明をお願いします。

○小池課長補佐 議題2の説明に入りたいと思います。こちらは資料3を御覧いただければと思います。

まず、1ページ目ですけれども、現状として、既に御案内のとおりかと思いますが、毎年度実施しております政策評価書におきまして、評価結果欄というところがありまして、「目標達成度合いの測定結果」という欄でございます。ここにつきましては、総務省で定められています「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」というものがありまして、そこで設けられています「各行政機関共通区分」というものに則りまして、5段階の判定を各部局において選択しているところでありまして、5段階というのは、「目標超過達成」、「目標達成」、「相当程度進展あり」、「進展が大きくない」、「目標に向かっていない」の5段階でございます。

2ページ目でございますけれども、評価書で一度共通認識を得たいと思いますが、こちらは地方分権の話ですけれども、各測定指標欄が現在ですと、右側の赤囲みですが、「達成」か「未達成」かの二択でありまして、その目標達成度合いを勘案しまして、先ほど御説明しましたガイドラインに沿って、5段階の判定というものを部局が選択することになっております。この事例ですと、下の方の赤囲みのところですが、「目標達成度合いの測定結果」で「相当程度進展あり」と評価書はされております。

3ページ目でございますけれども、ガイドラインを復習いたしますと、「各行政機関共通区分」の定義が決められておりまして、例えば「① 目標超過達成」は、「全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの」。「③ 相当程度進展あり」ですと、「一部又は全部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの」とい

った定義が、①～⑤の判定基準に関しましてなされているところがございます。

ここからが本題でございますけれども、4ページを御覧いただければと思います。普段の我々が認識しております課題としましては、今御説明しました判定基準がガイドラインで設けられていますと。ただ、その解釈というのは部局に委ねられておきまして、似たような達成率でも部局によって、良い評価、良いふうの評価しているところもあれば、逆に悪い方に判定しているところもあって、濃淡が生じている状況ではないかと。結果として、俯瞰的に見ましても、改善すべき状況になっているものがあると思っております、実際に過去の有識者懇談会におきましても、こういった公平性に欠けるような解釈につきまして、指摘を頂戴していたところがございます。

その指摘が5ページでございますけれども、過去の有識者懇談会におきまして、例えば一番上ですと、南島委員からですが、「複数の指標を掲げる場合に、そのうち一部のみが進展していることをもって『相当程度進展あり』というふうな結論を導いているものもございます。ここはルール化の問題かなと思っております」といった御指摘ですとか、田辺委員のところですが、「1つしか測定指標がなく、それが達成できていなかったら全滅といえば全滅」といったお話ですとか、あと、山谷座長からメインの指標とサブの指標といったものを分けて考えるというのも一つの手かもしれない、そういった御指摘を頂戴していたところがございます。

6ページ目の対応案のところに入る前に現状を御説明しますと、実際に部局が作業する中でも、我々政策評価広報課は結構相談を受けることが多くございまして、例えば「相当程度進展あり」にしたいけれども、ガイドライン上は「主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示す」とあるが、その「おおむね」というのはどれぐらいなのかとか、あとは、ガイドライン上は「主要な測定指標」とありますけれども、内閣府はそもそも主要な測定指標というものを設定していませんよねといった指摘もございまして、それはそのとおりでございまして、そういった相談が毎年相次いでいるものですから、何とかしたいなといったことで考えた対応案が6ページ目でございます。

ガイドラインでは、各判定基準の運用方法というものは各府省に委ねられているところがございます。そこの運用は任せられておきまして、他省庁の例を見ますと、より具体的な判定方法を取り入れている省庁が複数ございまして、今回はそれらを参考にしたものでございます。

まず、ガイドライン上で求められておきまして、測定指標のうち1つ以上を「主要な指標」として設定するとともに、内閣府として判定基準を導入して、基準を明確化してはどうかというものでございます。

7ページ目が具体的な案でございますけれども、2つの段階がございまして、まず1ポツのところですが、「測定指標の目標に対する達成状況に関する判定基準」というものを第1段階で考えております。例えば定量的な指標の場合ですと、□、○、△、×とありますが、実績値が目標値に比べて150%以上の場合を□、90%以上150%未満の場合は○、50%

以上90%未満の場合は△、50%未満を×としております。

それらの判定をしました後に次の段階ですけれども、「2. 施策の目標達成度合いに係る判定基準」としまして、事前分析表で、予め、測定指標のうち主要なものを1つ以上定めることとし、ガイドライン上にある5段階区分による施策分野ごとの目標に対する達成度合いの判定については、以下に示す手順1及び手順2を踏まえて行うものとするというものでありまして、例えば手順1としまして、上で判定しました全ての指標が□または○の場合で、主要な指標が全て□の場合は「① 目標超過達成」。主要な指標のうち一つでも○が含まれる場合には「② 目標達成」。こういったように、手順1、手順2を踏んで、いわば機械的にするような案を考えてございます。

今の四角の下側にありますが、なお書きとして一つ入れておりますが、最終的な判定については、1、2の手順を踏んだものを基本としつつ、その他外部要因を加えて総合的に判断し、評価するものとするという一文を入れてございます。

(注) のところでございますけれども、「主要なもの」につきまして、我々もどう定義するのかなと少し考えていたところなのですが、各府省共通の基準というものはないのですけれども、財務省の基準を参考にしますと、「その『目標』の達成状況そのものを示すなど、その指標が達成できたかどうかとその目標が達成されたかどうかに関係するものがこれに当たるものと考えられる」。そのような定義規定を設けようかなと思っているところでございます。

これだけだと分かりにくいと思いますので、8ページ目で実際のイメージを御覧いただければと思いますけれども、例えば「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等」というものがありまして、今までですと「相当程度進展あり」となっていたものなのですが、「1. バリアフリーの認知度」は100%の目標に対しまして95.7%で、「2. 各年度の調査結果の活用状況の検証」は前年度以上で1,478件となっていて、今までですと緑側のところですが、従前の判定方法ですと、いずれの測定指標も未達成で「相当程度進展あり」としていたものでございます。これを今の案に当てはめると、割り算をしまして、その判定の中でいずれも○となっていて、手順1、手順2を踏まえまして、「②目標達成」となるものでございます。

従前の判定方法ですと、いずれの測定指標も「未達成」で、総合的に判定して「相当程度進展あり」としていましたが、今の判定案にいたしますと、いずれの指標の実績も目標達成と見なしてよい水準であることを機械的に判断できる。作業の効率化等の観点からもこういった案を取り入れたいと思っているところでございます。

これに関連して2つ、付随して御説明したいと思っておりますのが資料4なのですが、判断基準の明確化につきましては、直近の評価実施時期、すなわち今年の夏に実施します平成30年度実施施策に係る政策評価書の作成を行う際に導入できればと思っております。昨年4月に策定しています実施計画がございまして、そこで今回各々の事前分析表におきまして、主要な指標というものに○を付けていただいております。それをすること

によりまして、本年の夏から新たな評価方法というものを導入させていただければなと思っていますのでございます。それが資料4でございます。主要な指標を設定したものでございます。

資料1-2をもう一度御覧いただければと思いますが、60ページでございます。別紙3に「平成31年度実施施策に係る政策評価書」というものを付けてございまして、こちらは来年の政策評価を行うときのひな形になるものでございますけれども、「各行政機関共通区分」のところを5区分から選択するという真ん中の青色の部分はこれまでどおりであります。

その下に「次期の施策の方向性について」という欄があるのですが、若干事務的な話でもあるのですが、毎年度総務省が国会報告で、「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」というものを取りまとめておりまして、そこで反映状況の整理区分として、「引き続き推進」、「改善・見直し」、「廃止・休止又は中止」という3項目を選ぶことになっております。それを我々は総務省からの依頼を受けて、いつもこの3区分を書くのですが、若干その時期がずれておりまして、この政策評価書を作る段階で、その考えというのは予め示すことができると思いますので、作業がばらばらになっていたのですが、その政策評価書の中でも「引き続き推進」か「改善・見直し」か「廃止・休止又は中止」かという3つの分類というものを選択しようかなと思っています。

もう少し内容面で申し上げますと、先ほど申しましたように、「目標達成度合いの測定結果」の明確化ということを御説明しましたけれども、これは機械的、一律に判定ができるというメリットはあると思うのですが、その測定指標の目標の性質というものは各々違うと思っておりますので、それだけを数値化してしまうと、数字だけが走ってしまう面もあろうかと思っていますので、例えば「⑤ 目標に向かっていない」のに「引き続き推進」にするならば、どうしてそういうことを考えたのかといったことは、政策評価書の中でも各部局に書いていただこうと思っていますし、我々としても、そこは注意深くチェックをしていこうかなと思っていますのでございます。

我々としては、この明確化については先ほど申し上げましたとおり、部局からも結構相談があった点でございますので、明確化について実現化できればと思っておりますけれども、何か御意見がありましたら頂戴できればと思っております。よろしく申し上げます。

○山谷座長 ありがとうございます。

○田辺委員 基本は決めの問題なので、こちらでいいかなという感じもするのですが、例えば、資料4の8ページのところなのですが、これは「バリアフリーの認知度」で、基準が94%で、目標値が100%ですよ。これは、目標年度に90%以上になると目標達成になるわけです。ただ、誤差の問題は別にしておいて、基準値よりも下がって目標達成と言えるのかという問題は出てこないでもない気はするという事なのです。

○小池課長補佐 それはそうかもしれません。

○田辺委員 悪化していいのかと。ルールだから決めの問題なので、こういうことを言い出すと、いくらでもこれでいいのかという問題は出てくるのです。

○山谷座長 今のような場合、何かコメントみたいなものを書ける欄がありますよね。

○田辺委員 そういう場合は弁明でないですけれども、きちんと文字で書かないと、少しミスリーディングになってしまう面があるかなと思います。

○田中委員 この評価書のフォーマットは、自動的に判定してくれるようにフォーミュラは入れられないのですか。

○小池課長補佐 入れようと試みたのですが、なかなか測定指標の数が施策によって違うなど、Excelのスキルの問題かもしれないのですけれども、そこはちょっと。

○田中委員 そうでないと、そこでまたすごい作業が出てきますよね。

○小池課長補佐 そうなのです。なので、夏に向けてどうしようかと悩んでいるところなのですけれども、我々も最初は手とり足とりやらないといけないのかなと思っているところはあります。これは流れに乗ってしまえばできるとは思うのですけれども、最初の導入のところは少し工夫が必要かなと。

○田中委員 人間の手でやることではないような気がします。

○山谷座長 税金の確定申告のフォーマットのようにぱっぱぱっと行くというものでね。

○小池課長補佐 まさにそういう世界の話なのだと思います。

○山谷座長 ただ、この考え方については、割に日本人というのは馴染みがあって、小学校、中学校の通信簿の付け方がこういう感じなのですよね。そこは皆さんそうだろうねと、違和感がないと思うのですよ。

○南島委員 先ほどの田辺委員御指摘の、数値が悪化したけれども、一応基準をクリアしているので目標達成になるという例ですが、その目標達成の方向に向かっていないと「⑤目標に向かっていない」という判定になるのかなと見ながら思っています。⑤が伝家の宝刀だということだったら、それはそれでいいのです。

○小池課長補佐 なお書きのところでは、柔軟規定といいますか、一応一文を設けているのです。ただ、そうした場合はちゃんと説明責任を果たしなさいよという話ですよ。

○南島委員 判定結果は、幹部の方々に対してのアラートとして機能するのが望ましいと思うのです。いろいろな判定を注意喚起情報として示されるのがいいかなということです。そうすると、あまり機械的にということではなくて、原則としては、この判定を基準とするが、そうではない判定結果を付けなければいけない場合もあると思うのです。そこはちゃんと残しておいて、それはあくまでも政策評価広報課と相談をして、理由を明記した上で、変更するような余地を残しておいた方がいいのではないかと。そうしないと、ただ機械的に整理しましたとあって、政務の方に持っていかれても、御覧になって、ミスリードされているというよくないと思います。適切な情報を上げる責任もあるかと思います。

○小池課長補佐 分かりました。

○南島委員 保留事項のような部分は例外的に設けておいた方がいいのかなと思います。

○小池課長補佐 仰るとおりだと思います。分かりました。ありがとうございます。

○山谷座長 議題2に関しては、以上でよろしゅうございますか。

それでは、御意見や修正が不要ということで対処させていただきたいと思います。案のとおり、事務局には進めていただきたいということでございます。

次に、議題3に入ります。「今後の予定」でございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○小池課長補佐 資料5の一枚紙を御覧いただければと思いますが、「今後の予定」でございます。

まず、今が一番上の青枠の部分でございまして、本日の議論を踏まえまして、3月末までを予定しまして、平成31年度、平成30年度の実施計画の公表をしたいと思っております。また、次回、皆様にお集まりいただく予定としましては、例年どおり7月、8月を予定しております。平成30年度の政策評価書案を御議論いただく予定でございます。

少し先のお話を申し上げますと、来年の今の時期の有識者懇談会といいますのは、現行の内閣府本府政策評価の基本計画が平成31年度までの3年間を計画期間としておりますので、平成32年度以降の第7次基本計画案についても御審議いただければと考えております。

全体的には、このようなスケジュールでございます。お願いいたします。

○山谷座長 今の御説明でよろしゅうございますか。

それでは、事務局からの御説明で了解いただいたということで、本日の議題は以上でございます。

何か、ほかにお話とかコメントはございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次回懇談会については、平成30年度実施施策の事後評価案を主な議題として、8月頃を目途に開催したいと思います。

以上をもちまして、第30回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を閉会いたします。

皆様、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

○河田課長 お忙しいところ、ありがとうございました。

○小池課長補佐 どうもありがとうございました。